

# 水源林の公的管理へ向けた取組状況について

長野県林務部森林政策課

## 1 水道水源地に係る森林の現況調査

平成 24 年 4 月に県内 77 市町村へ依頼し、水道水源地を保全する森林の有無、管理の状況について把握しました。

平成 24 年 8 月から 12 月にかけては、公的管理の意向を示した 40 市町村の林務担当部局と水道担当部局、森林政策課、地方事務所林務課の職員が集まり、内容を精査しました。

### (1) 調査対象

水道水源地 1,714 箇所（H24 環境部調べ：水道現況図に記載）

### (2) 回答及び打合せ結果

公的管理の意向を示した箇所

保安林化 50 箇所 公有林化 3 箇所 協定締結 82 箇所 検討中 131 箇所

#### ① 回答のあった水源地の内訳

区分 1	箇所数	区分 2	箇所数
回答があった箇所	1,575 箇所	水源林あり	1,300 箇所 (76%)
		水源林なし	211 箇所
		現在不使用	64 箇所
回答がなかった箇所	139 箇所	—	—
合計	1,714 箇所	—	—

#### ② 公的管理の方向（水源林あり 1,300 箇所）

区 分	箇所数	割合	備考
すでに管理している・現状維持	1,034 箇所	80%	1034/1300
公的管理をする	135 箇所	10%	135/1300
管理手法	保安林指定	50 箇所 (37%)	50/135
	公（市町村）有林化	3 箇所 (2%)	3/135
	土地所有者と協定締結	82 箇所 (61%)	82/135
検討中	131 箇所	10%	129/1300
計	1,300 箇所	—	—

## 2 市町村への支援

### (1) 打合せ会議

林務担当部局と水道担当部局の職員と一緒に集まり、水源林の保全について話をすることは、多くの市町村で初めてであり、市町村全体で検討していくきっかけとなりました。

しかし、今後の作業については、ほとんど市町村で白紙の状態であったため、次のことを決めました。

- ① 保全する水源林の範囲を決めること。
- ② 水源林内の土地所有者を把握すること。
- ③ 検討中の箇所は、管理の方針を決める。
- ④ 必要であれば説明会を行う。

以上の内容について、市町村と土地所有者、地域が、お互いに水源林としての認識を共有することが重要であることを強調し、目標とする時期を設定しました。

また、森林の水源涵養としての役割を市町村職員のべ117名に説明を行いました。



佐久市での打合せ



安曇野市での打合せ

## (2) 土地所有者、地域への説明資料、協定書(案)の提供

市町村が説明会等を開催する場合の説明資料として、次のデータを配布しました。

- ① 水源林や水資源を取り巻く状況 (Power Point ファイル)
- ② 保安林の指定について (Power Point ファイル)
- ③ 土地所有者への説明書 (保安林指定) (Excel ファイル)
- ④ ○○水源に係る森林の公有林化について (Power Point ファイル)
- ⑤ ○○水源の水源林保全のための協定について (Power Point ファイル)

また、協定書(案)の参考様式を配布しました。

## (3) 水源林公有林化支援事業の新設

市町村が、森林内の水源地及び水源林の公的管理を図る上で、やむを得ず土地等の取得が必要となった場合の費用を支援するために、長野県森林づくり県民税活用事業に水源林公有林化支援事業を新設しました。

補助率 取得費用の 1/3 (上限は、10,000 千円/市町村)

事業期間 平成 25 年度～29 年度

## 3 今後の進め方

平成 29 年度末までに保全の必要な森林が、100%公的管理されるよう取り組みを推進します。

## 水源林や水資源を取り巻く状況

長野県林務部森林政策課

## 1 取得目的不明・実態のわからない外国資本等による森林買収

No.2932 2010年9月7日(火)放送

### 日本の森林が買われていく

ジャンル 国際 自然・科学 環境



この夏、北海道倶知安町の山林が香港企業によって密かに買収されていたことが判明。買収劇の周辺取材を進めると、日本の森林が外国資本の投資マネーの受け皿となっている状況が明らかになってきた。さらに、日本では林業不振から山を手放したいという地主が増え、中国の投資家に山林を売り込むグループまで登場した。その一方で、日本では、土地の所有権が極端に強いため、外国人による森林の乱伐や水源の枯渇を食い止める有効な手段がなく、国が進める森林再生事業も進まないという問題もある。山林買収騒動を通して森林行政のあり方を考える。

放送の一部をご覧いただけます。

### 平成22年9月7日

NHK「クローズアップ現代」

### 群馬県嬭恋村の例

(平成24年10月29日付け中日新聞から)

- 群馬県嬭恋村の浅間山麓。
- 平成23年9月、シンガポール人の投資家が約44haの森林を購入。
- 森林は、2007年に倒産した建設業者が所有していた。
- 売買を仲介した東京都内の不動産業の男性(65)
- 「購入目的は資産保有。現段階で開発の計画はない」
- 森林の一部から湧き出している水の1/4の使用権も含む
- 嬭恋村は危機感を持っている。
- 干川博志企画財政課長「森林の近くに、村の水道水の水源がある。湧き水を大量にくみ上げれば、周辺に影響する可能性がある」と話す。

### 長野県内の事例

林野庁

平成23年(第1回)調査結果

外国資本による森林買収に関する調査の結果について

平成23年(第1回)調査結果

平成23年(第1回)調査結果

調査対象	買収主体	買収目的	買収面積 (ha)	買収状況
北海道	法人	中国(買収)	1	買収済
	法人	中国(買収)	1	買収済
	法人	中国(買収)	1	買収済
	法人	中国(買収)	1	買収済
	法人	中国(買収)	1	買収済
	法人	中国(買収)	1	買収済
山梨県	法人	シンガポール	10	買収済
	法人	中国	10	買収済
長野県	法人	買収(シンガポール)	0.6	買収済
	法人	中国	0.6	買収済
群馬県	法人	買収(シンガポール)	3	買収済
	法人	中国	3	買収済
合計			37	

注：買収済とは、買収契約が締結されたことを指す。

## 2 県や市町村の動き

## 広域での取り組み

- 佐久地方連絡調整会議
- 上伊那の水資源を保全するための連絡会議
- アルプス地域地下水保全対策協議会

関係市町村等が、地下水等水資源を保全していくため情報交換を行い、共に研究・検討を行うことを目的として会議を設置しました。

## 市町村の取り組み

地下水等の保全に関する条例を定めていた市町村は、平成24年2月時点で45市町村であったが、新たに条例を制定したり、既存の条例を強化する市町村がある。

- 地下水の取水を規制する条例の制定  
新設：佐久市、佐久穂町、立科町、軽井沢町など  
改正：小諸市、御代田町、伊那市など
- 地下水の利活用、涵養を含んだ条例作り  
安曇野市（H25.3月定例会へ提出）
- 井戸の水位を継続観測へ  
塩尻市（2013年度から）
- 地下水の測定地点を増  
長野市（2ヶ所 ⇒ 8ヶ所）

## 県の取り組み

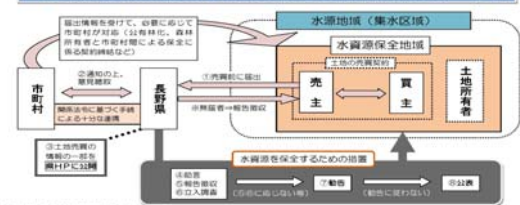
新たな条例の創設

「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」

水資源保全地域の指定

土地取引の事前届出制（3ヶ月前までに）（H25.10月～）

「水資源保全地域」における土地の取引等の事前届出制のイメージ図



## 3 水源を守るために 何をしたらいいの？

外国資本に限らず

目的不明な森林買収



水源地が危ない

## 水道水源地

いつまでもきれいな水を

自由に使うために

水源林を確認しましょう

守るべきための森林は？

誰が所有している森林なのか？

知らない内に知らない人へ土地が渡らないように。

整備されずに放置されている森林がないか？



### ① 水源地を位置を認識しましょう

水道水源保全地区  
水質保全のための地区指定  
開発行為は、知事の同意が必要。

説明する地域の位置図  
を添付する。



### ② 守りたい水源林の範囲を決め、誰の土地か調べましょう

出来るところから始めましょう。

取水位置の上流の集水範囲は、守るべき範囲と  
考えてよいでしょう。



### ③ 水源林を公的管理へ

県の方針は、下記の公的管理を進めています。

- ・ 保安林指定  
木の伐り方、土地の形質変更制限をかける
- ・ 公有林化  
市町村が買収
- ・ 土地所有者と協定  
水源林保全のために市町村と締結

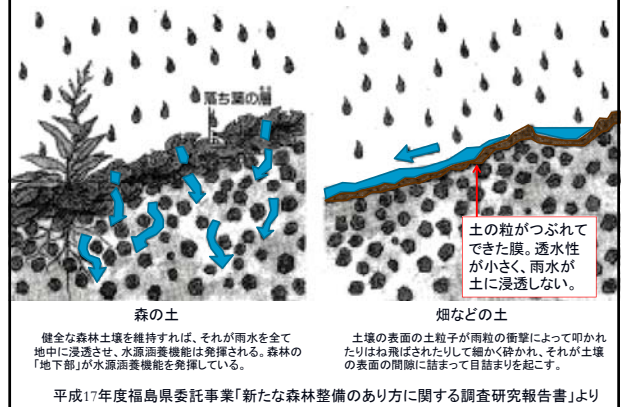
水源、地域に合った方法、水源林の範囲を選択！

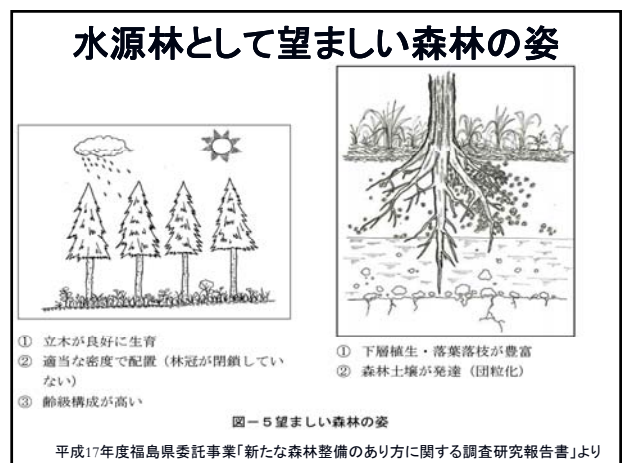
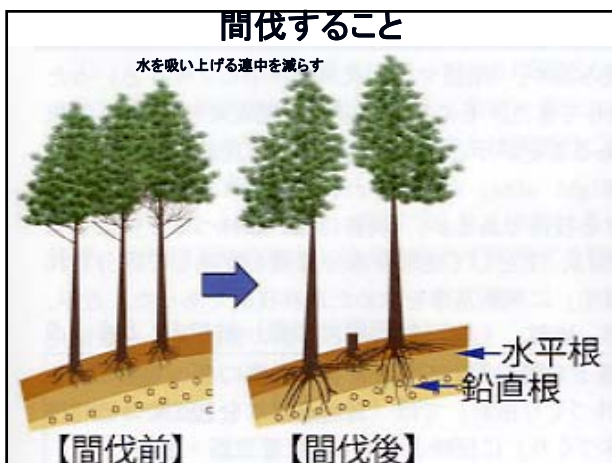
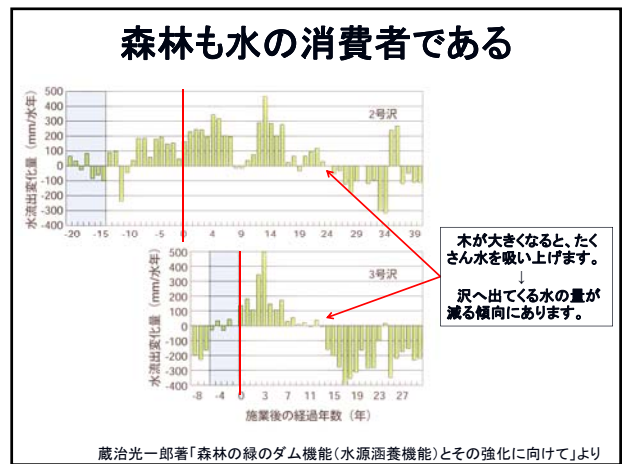
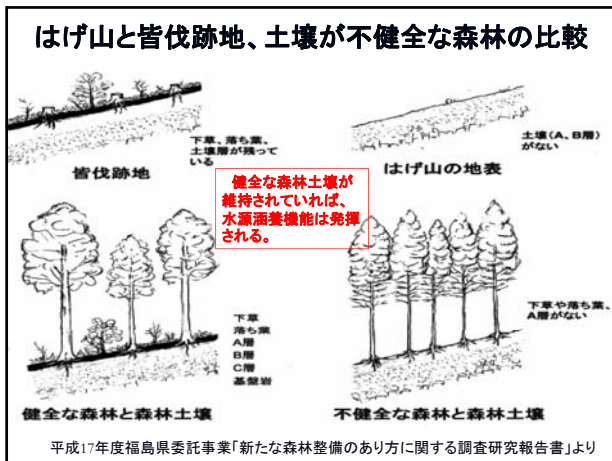
## 4 森林は、水に対して どのような役割を果たすの？

### 水循環の過程



### 落ち葉や下草のはたらき





## 〇〇水源に係る森林保全のための協定書（参考様式）

〇〇市町村長（以下「甲」という。）と森林所有者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇水源に係る森林の保全のために次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲乙合意のもと必要な事項を定め、〇〇水源に係る森林の保全を図ることを目的とする。

### （水源林の範囲）

第2条 〇〇水源に係る森林（以下「水源林」という。）の範囲は、別紙1に定める範囲とする。

### （森林の所在場所）

第3条 水源林の内、この協定により保全する森林の所在場所は、次のとおりとする。

- （1）所在 〇〇市町村大字〇〇字〇〇 番地（多数の場合、別表を作成。）
- （2）面積 〇〇〇〇㎡（登記簿上面積）

### （協定の期間）

第4条 この協定の期間は、締結日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

ただし、期間満了後の期間延長に関しては、期間最終年度に甲・乙協議するものとする。

### （甲の責務）

第5条 甲は、保全する森林について、次の条件を遵守する。

- （1）水源林の機能の高度発揮のために森林整備等の必要な措置を講じる。
- （2）保全する森林の状況について、知り得た情報を速やかに乙へ伝えること。
- （3）森林整備等のやむを得ない事由により立木の伐採もしくは他の用途に転用する場合は、あらかじめ乙に通知し協議するものとする。
- （4）第6条（4）により乙から土地の所有権及び地上権又は賃借権を移転（売却、賃貸契約）する届け出を受けた場合は、新たな土地の権利予定者へ協定の内容を説明し、同意を得て新たに協定を締結する。

### （乙の責務）

第6条 乙は、保全する森林について、次の条件を遵守する。

- （1）水源林として重要な森林であることを認識し、善良な管理のもと使用すること。
- （2）森林以外への転用（開発）する場合は、甲と協議すること。
- （3）土地の所有権及び地上権又は賃借権を移転（売却、賃貸契約）しようとする場合は、あらかじめ具体化する前に甲へ所有権等移転予定届（様式第1号）を届け出ること。
- （4）土地の所有権及び地上権又は賃借権を移転（売却、賃貸契約）する場合は、甲へ



所有権等移転届（様式第2号）を届け出るとともに、新たな土地の権利予定者へ協定書の内容を説明しこの協定を継承する旨の約諾書（様式第3号）を提出させること。

(5) 立木の伐採を行う場合は、市町村森林整備計画に則した伐採とすること。

(6) 第5条（1）に協力すること。

(7) その他必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

#### （協定の解除）

第7条 この協定の変更又は廃止は、甲乙の合意によらなければならない。

#### （協定に定めのない事項）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上、必要事項を定めることができる。

#### （協定の継承）

第9条 乙は、協定期間中に土地の所有権及び森林の所有を目的とする地上権又は賃借権を相続する場合においては、この協定の内容を相続人に継承するものとする。

この協定締結に同意しその内容を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者において、記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所  
氏 名 印

乙 住 所  
氏 名 印



## 所有権等移転予定届

〇〇市町村長 様

私は、〇〇水源に係る森林保全のための協定における土地の所有権及び地上権又は賃借権を移転する予定なので届け出ます。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

記

### 1. 所有権等を移転する予定の土地の所在及び地番

(1) 所在 〇〇市町村大字〇〇字〇〇 番地 (多数の場合、別表を作成。)

(2) 面積 〇〇〇〇㎡ (登記簿上面積)

## 所有権等移転届

〇〇市町村長 様

私は、〇〇水源に係る森林保全のための協定における土地の所有権及び地上権又は賃借権を下記のとおり移転することを届け出ます。

なお、新たな土地の所有者等となる者に対して、当該協定の内容等について説明します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

### 記

#### 1. 新たな土地の所有者等の住所及び氏名

(1) 住 所

(2) 氏 名

#### 2. 所有権等を移転する予定の土地の所在及び地番

(1) 所 在 〇〇市町村大字〇〇字〇〇 番地 (多数の場合、別表を作成。)

(2) 面 積 〇〇〇〇m<sup>2</sup> (登記簿上面積)

## 約 諾 書

〇〇市町村長 様

私は、〇〇〇〇〇〇氏から、〇〇水源に係る森林保全のための協定の説明を受け、当該協定について承知するとともに、当該協定を遵守することを約諾します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

### 1. 当該協定に係る土地の所在及び地番

(1) 所 在 〇〇市町村大字〇〇字〇〇 番地 (多数の場合、別表を作成。)

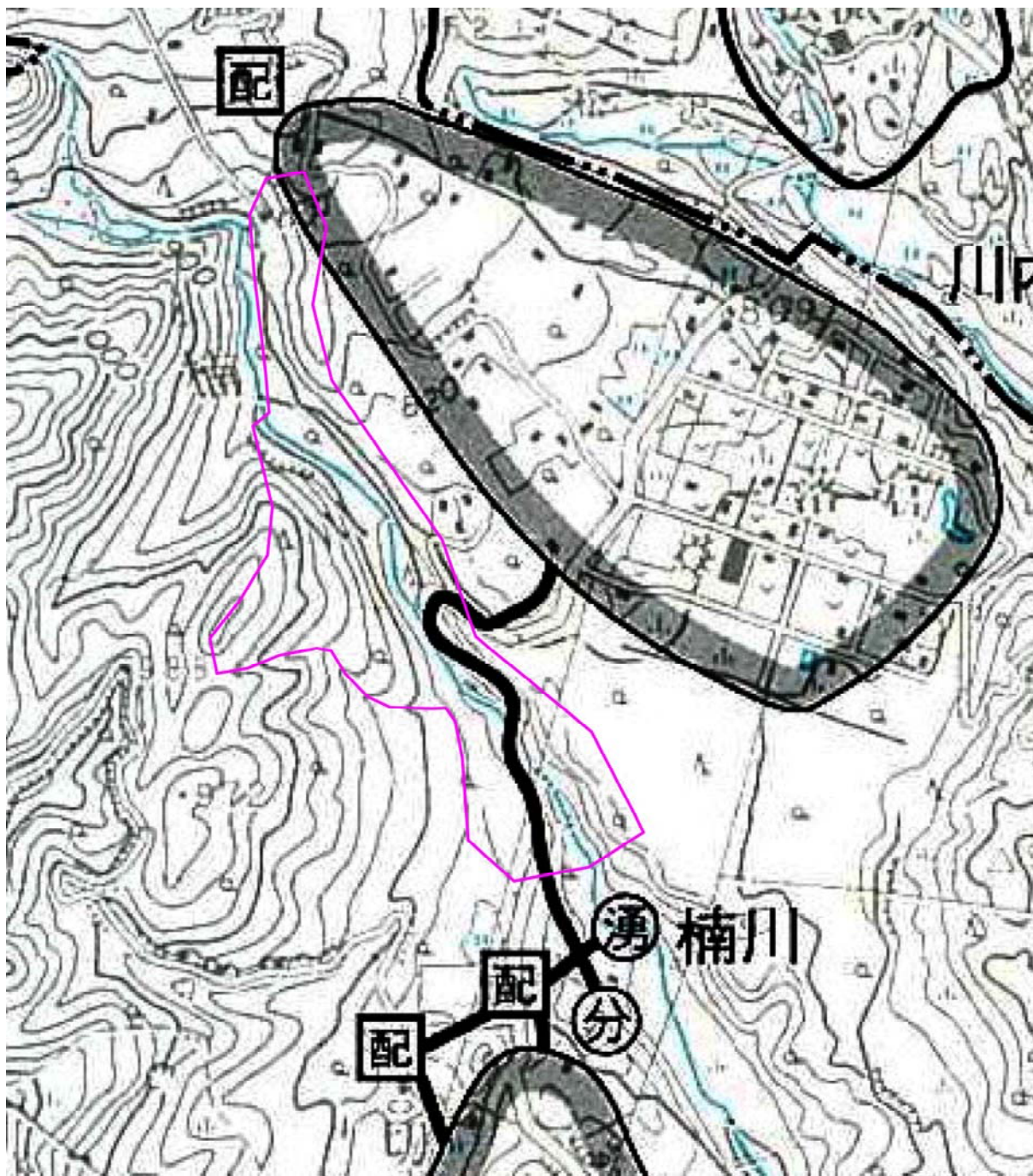
(2) 面 積 〇〇〇〇㎡ (登記簿上面積)

(別紙1)

(記載例)

水源地取水位置、水源林範囲、森林の所在場所を記載する。

白馬村楠川水源の水源地林範囲





## 〇〇水源に係る森林保全のための協定書（参考様式）

〇〇市町村長（以下「甲」という。）と〇〇地区 代表者 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇水源に係る森林（以下「水源林」という。）の保全のために次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲乙合意のもと必要な事項を定め、〇〇水源に係る森林の保全を図ることを目的とする。

### （水源林の範囲）

第2条 水源林の範囲は、別紙1に定める範囲とする。

### （協定の期間）

第3条 この協定の期間は、締結日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

ただし、期間満了後の期間延長に関しては、期間最終年度に甲・乙協議するものとする。

### （甲の責務）

第4条 甲は、水源林について、次の条件を遵守する。

- （1）水源林の機能の高度発揮のために森林整備等の必要な措置を講じる。
- （2）保全する森林の状況について、知り得た情報を速やかに乙へ伝えること。
- （3）水源林内の土地所有者の変更等の情報を得た場合、速やかに乙へ伝えること。
- （4）森林整備等のやむを得ない事由により立木の伐採もしくは他の用途に転用する場合は、あらかじめ乙に通知し協議するものとする。

### （乙の責務）

第5条 乙は、水源林について、次の条件を遵守する。

- （1）水源林としての重要性を十分認識し、地域内での情報共有及び地域（地区）住民への情報提供に努めること。
- （2）水源林内の土地所有者が、土地の所有権及び地上権又は賃借権を移転（売却、賃貸契約）をしようとする情報を得た場合は、速やかに甲へ伝えること。
- （3）水源林内の土地所有者が、土地の所有権及び地上権又は賃借権を移転（売却、賃貸契約）する情報を得た場合は、新たな土地の権利予定者へ協定書の内容を速やかに伝えること。
- （4）甲が水源林の維持管理（森林整備等）を実施する場合は、協力すること。

(5) その他必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

**(協定の解除)**

第6条 この協定の変更又は廃止は、甲乙の合意によらなければならない。

**(協定に定めのない事項)**

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上、必要事項を定めることができる。

この協定締結に同意しその内容を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者において、記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所  
氏 名 印

乙 住 所  
氏 名 印